輸出管理化学物質検索用リスト利用申込書

 　　　　　 年 　 月 　 日

一般社団法人日本化学品輸出入協会 御中

 会社名

 （同フリガナ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　役職名

 氏名 　　　　　　　　　 (署名又は押印）

 勤務先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所（〒　－　）

 電話番号

 ＦＡＸ番号

 電子メールアドレス

当社は、別紙の一般社団法人日本化学品輸出入協会「輸出管理化学物質検索用リスト利用規約」の適用に同意した上、輸出管理化学物質検索用リストの利用に関する契約を申し込みます。

　なお、当社の会社の概要は別添のとおりです。

（注）「輸出管理化学物質検索用リスト利用規約」の適用にご同意いただいた上でのお申込みであることを確認したいので、この申込書から別紙の当該「利用規約」を切り離さないで、添付されたままの形で郵送又はPDF化してメール（soumu@jcta.or.jp宛）でご提出いただきますようお願い致します。

別添

会社概要

１．代表者（法人の代表権を有する者）

 役職名

 氏名

（同フリガナ）

２．本社の所在地

 住所（〒　－　）

３．設立年月日

４．資本金（千円）

５．主要取扱品目又は事業内容

別紙

輸出管理化学物質検索用リスト利用規約

平成26年11月26日

改訂：2022年4月1日

一般社団法人日本化学品輸出入協会

 一般社団法人日本化学品輸出入協会（以下「協会」という。）が提供する輸出管理化学物質検索用リスト（ウエブ版）の閲覧サービス（以下「本サービス」という。）を利用する者は以下の規定に従うものとする。

（契約）

第１条　協会と契約を締結した者（原則として法人に限る。以下｢契約者」という。）は、本サービスを利用することができる。

２　前項の契約を締結しようとする者は、所定様式の輸出管理化学物質検索用リスト利用申込書により、本規約の適用に同意した上協会に申し込むものとする。

３　前項の申込があった場合、協会は審査をした後、本サービスを利用するために必要なユーザーＩＤ及びパスワード（以下「ユーザーＩＤ等」という。）を申込者に通知する。

４ ユーザーＩＤ等の通知をもって契約が成立し、本サービスの利用が可能となるものとする。

５ 協会は、契約者に通知したユーザーＩＤ等を定期又は不定期に変更することがある。

（ユーザーＩＤ等の利用者の範囲）

第２条 契約者は、通知を受けたユーザーＩＤ等を自己の被雇用者に使用させることができる。

（契約期間）

第３条　契約期間は、４月１日から翌年３月末日までとする。ただし、年度途中で利用を開始する場合は、最初の契約期間はユーザーＩＤ等の通知日から当該通知日の属する年度の３月末日までとする。

２　契約期間満了日の１ヶ月前までに契約者又は協会のいずれかからの文書による解約の申出がない限り契約は自動的に更新され、さらに１年間延長されるものとする。以後も同様とする。

（利用料金）

第４条　利用料金は、１年間につき次の各号に掲げる金額に消費税相当額を加算した額とする。ただし、年度途中で利用を開始する場合は月割による金額に消費税額を加算した額とする。

 （１）契約者が協会の会員の場合 ４０，０００円

　 （２）契約者が協会の非会員の場合 　 ８０，０００円

２　支払った利用料金は、過払い又は誤払いの場合を除き返還しない。

（利用料金の支払方法）

第５条　協会は、契約者に対し契約の更新前までに更新後の利用料金の請求書を送付する。ただし、最初の契約期間については、原則としてユーザーＩＤ等の通知日に請求書を送付する。

２　契約者は、請求書の発行日の翌月末日までに支払うものとする。

３ 支払いに必要な金融機関の払込手数料は、契約者の負担とする。

（サービスの提供の停止等）

第６条　協会は、次の各号に掲げる場合、本サービスの提供の停止又は利用制限（以下「本サービスの提供の停止等」という。）をすることがある。

 （１）本サービスのシステム等のメンテナンスが必要な場合

　（２）本サービスのシステム等の故障又は不具合が生じた場合

 （３）同時アクセス件数の著しい増加等により本サービスのシステムのパフォーマンス　　　が低下した場合

 （４）天災事変その他やむを得ない事由が生じた場合

 （ユーザーＩＤ等の管理責任）

第７条　契約者は、協会が通知したユーザーＩＤ等を自己の責任において管理するものとする。

２　契約者は、協会が通知したユーザーＩＤ等以外のものを使用することはできない。

３　契約者は、自己が管理するユーザーＩＤ等が第三者に使用されるおそれがある場合（第８条第（５）号括弧書きの場合を除く。）は、速やかに協会に通知しなければならない。

（禁止事項）

第８条　契約者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

 (１) 本サービスを違法な目的で利用すること。

 (２) 本サービスを営利目的で利用すること。

 (３) 本サービスのデータをコンピュータ又は電子媒体に取り込むなど複製すること。

（４）本サービスのデータを第三者に送信又は譲渡すること。

 (５) 協会が通知したユーザーＩＤ等を契約者の被雇用者が本サービスを利用すること（安全保障貿易管理等に係る該非判定の確認のため十全な管理のもとで物品等調達先企業の担当者に輸出管理化学物質検索用リストを閲覧させることを含む。）以外のために使用すること。

　(６) その他本サービスを利用することにより協会に損害を与えること。

（本サービスの変更）

第９条　協会は、本サービスの内容を合理的であると認められる範囲で変更することができる。

（規約の変更）

第１０条 協会は本規約の内容を合理的であると認められる範囲で変更することができる。

２　規約に変更があるときは、協会は契約者に対して変更後の規約が適用される日から１カ月以上前に通知する。

(責任範囲の限定 )

第１１条　協会は、本サービスの提供の停止等をした場合、本サービスのシステムのパフォーマンスが低下した場合、本サービスのデータに掲載している輸出管理化学物質ごとの同義物質名、総称名に対応する個別物質名及びＣＡＳ番号が一部の例示であることその他の事由により契約者が本サービスの利用により期待する効果が得られなかった場合又は天災事変その他の不可抗力により本サービスの提供が不能となった場合、その責任を負わない。

（契約の任意解約 ）

第１２条　契約者は、契約を解約する場合は契約期間満了日の１ヶ月前までに所定様式の解約届を協会に提出しなければならない。

（契約の解除）

第１３条　協会は、次の各号に定める事由が発生した場合、契約者に対して何らの催告をすることなく契約を解除することができる。

　（１） 協会の請求料金が請求書を発行した日の翌日から６０日以上経過しても入金が確認できない場合。

　（２） 契約者が契約に違反し又は違反するおそれがあることその他契約を継続し難い重大な事由が生じた場合。

（損害賠償）

第１４条　契約者は、契約に違反して協会に損害を与えたときはその損害について賠償する責任を負う。

（管轄裁判所）

第１５条　契約者と協会との間で、契約に関する訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第１６条　契約に定めのない事項又は契約の履行に際し疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以 上